

様式第十三（第4条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日
令和8年1月19日

2. 回答を行った年月日
令和8年2月18日

3. 新事業活動に係る事業の概要

申請者は、医師個人が診療所を開設する際に、金銭的負担なく開業できる環境を提供し、医師が医療行為に集中できる体制を整備することを目的として、診療所開設に必要な物件確保支援、内装・設備整備、高額医療機器・治療器具等の購入を含む初期投資、事務員雇用、会計・広告・決済等の委託体制整備、運営支援を行う。診療所売上から、固定費、材料費、広告費、人件費、減価償却費、決済手数料、会計費用、保守費等を控除した残額を「利益残余」と定義し、これを医師と申請者で月次で折半する。

4. 確認の求めの内容

【確認事項1：実質的開設・運営主体に関する適用関係（医療法第7条等）】

本事業スキームにおいて、申請者が初期投資（内装、設備、高額医療機器等の購入費用）を負担し、施設整備・運営基盤整備を行い、事務員を雇用し、広告の最終承認を行い、かつ利益残余を折半して受領する場合であっても、診療所の開設・運営主体を医師個人と解し得るか。また、申請者に対して医療法その他関係法令上、診療所の開設者・管理運営主体と同視した規制（又は規制趣旨に照らした制限）が及ぶと解されるか。特に、医療法第7条にいう「医師・歯科医師でない者が診療所を開設しようとするとき」に該当すると評価される余地があるか（申請者が実質的開設者と評価されるか）を確認したい。

【確認事項2：広告運用（最終承認者が申請者）と医療法第6条の5（医療広告規制）との関係】

医療広告に該当する表示（ウェブサイト、SNS、リスティング広告等を含む）について、申請者の関連広告会社が企画制作・媒体運用を行い、申請者が広告内容の最終承認を行う体制が、医療法第6条の5その他関係規定・ガイドラインの趣旨に照らして許容されるか。特に、広告規制上の責務・指導等の対象者の範囲、広告依頼者・医療機関側の関与の要否、責任分界のあり方について確認したい。

【確認事項3：利益残余の折半（医療収益連動）に関する評価（医療法第54条との関係を含む）】

診療所（医師）において生じる「利益残余」を申請者と医師で折半する契約条項が、医療法その他関係法令の趣旨（医療提供の主体性・独立性、医療の非営利性に係る規律等）に照らし、禁止又は制限されると解されるか。個人開設診療所であることを踏まえ、医療法人に関する医療法第54条（剰余金配当の禁止）と同様の制約が及ぶか、又は実質的に医療収益の分配と評価され規制上問題となるかを確認したい。

5. 確認の求めに対する回答の内容

【確認事項1について】

医療法第7条に定める開設者とは、実質的な「医療機関の開設・経営の責任主体」であり、

その審査に当たっては、「開設主体、設立目的、運営方針、資金計画等を総合的に勘案する」とともに、例えば、以下の事項を十分に確認して判断することとされている。

- ・ 開設者が、当該医療機関の人事権（職員の任免権）及び職員の基本的な労働条件の決定権などの権限を掌握していること
 - ・ 開設者が、当該医療機関の収益・資産・資本の帰属主体及び損失・負債の責任主体であること。なお、医療機関が必要とする土地、建物又は設備を他の第三者から借りる場合においては、借料が医療機関の収入の一定割合とするものでないこと等
 - ・ 第三者から資金の提供がある場合は、医療機関の開設・経営に関与するおそれがないこと
- 上記を踏まえると、個別具体の事例によるが、事業概要のとおり、「医師（個人）」が「テナント賃貸借契約を自己名義で締結し、関係法令に基づく開設届出等を行って診療所を開設する」場合であっても、申請者が「診療所の開設・運営に必要な非医療領域の基盤整備」を行うこと、特に「事務員（受付・予約・会計等の事務担当）は当社が雇用する」こととしていること、「利益残余（略）を医師と当社で折半する」こととしていること等を踏まえて、実質的な「医療機関の開設・経営の責任主体」は開設届出を行った医師ではなく、申請者であると判断されうる。また、診療所開設後にこうした状況が判明した場合には診療所の廃止が必要となり、医師は診療所の廃止届を提出していないことについて医療法上の責任が追及（罰金20万円以下）される可能性もある。

【確認事項2について】

申請者の関連広告会社が広告宣伝業務（企画、制作、媒体運用等）を受託するスキームとのことだが、医療機関は申請者と契約を締結し、申請者から関連広告会社に再委託を行うのか、医療機関が申請者を介さず関連広告会社と契約を締結するのかが、照会書からは判然とせず、本事業における契約上での医療広告の実施体制が明確ではないように見受けられることから、照会書の記載事項のみをもって責任主体を判断することは困難である。

医療広告規制上、広告宣伝業務を外部委託すること自体を不可とする規定はないものの、違反等があった場合には、医療機関だけではなく広告代理店等も指導等の対象となり得、どちらかのみが指導等の対象となり得るものではなく、個別具体の判断によることから、広告宣伝業務に携わる全ての関係者が医療広告規制を遵守するよう徹底されたい。

【確認事項3について】

医療法第54条は医療法人の剰余金配当を禁止した条文であり、本事業においては適用されないと考えられる。

なお、確認事項1に対する回答のとおり、「利益残余（略）を医師と当社で折半する」こと等を前提とする本事業は、実質的な「医療機関の開設・経営の責任主体」は申請者であると判断されうる。

(記載要領)

「3. 新事業活動に係る事業の概要」、「4. 確認の求めの内容」及び「5. 確認の求めに対する回答の内容」中、事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。